

印刷物仕様書 4 (封筒類)

担当部署	三重県松阪県税事務所		担当者	遠山		TEL	0598-50-0509	
印刷物の名称	事務所名等入りクラフト封筒(長型3号)						数量	3,000 部
仕上がりサイズ	☒ 封筒： ☐ 角型 号(☐ 縦型 ☐ 横型) ☒ 長形 3号(☒ 縦型 ☐ 横型) その他(☐ 賞状： A・B 判 縦型・横型 (縦 mm×横 mm)							
窓・郵便番号	窓： ☐ 有() サイズ：縦 mm×横 mm ☒ 無						郵便番号枠： ☒ 有 ☐ 無	
デザイン依頼	項目	数量	項目	数量	特記事項	見本(印刷済の封筒)を提示しますので、それを基にデザインをお願いします。		
レイアウト調整	項目	数量	項目	数量	特記事項	見本(印刷済の封筒)を提示しますので、それを基にレイアウトをお願いします。		
版下作成	☐ 難度が低い編集作業(図表等すべて組込み済み、レイアウト済みのデータがある場合) ☒ 難度が高い編集作業(図表等の組込み、レイアウト済みのデータがない場合) ☐ 完全原稿(受注者による調整を必要としない場合)							
原稿	原稿種類	デジタル原稿			アナログ原稿			
		種類・ファイル形式・規格 等			数量	種類・規格 等		数量
	文字原稿	☐ Word ☐ Excel ☐ その他()				(1ページあたりの字数×ページ数)		字
	罫表原稿	☐ A4相当 ☐ B5～A5相当 ☐ B6以下			点	☐ A4相当 ☐ B5～A5相当 ☐ B6以下		点
		☐ Word ☐ Excel ☐ その他()						
	表組原稿	☐ A4 ☐ B5・A5 ☐ B6以下			ダ	☐ A4 ☐ B5・A5 ☐ B6以下		ダ
		☐ Word ☐ Excel ☐ その他()						
	図版原稿				点	事務所案内地図		1 点
		☐ Word ☐ Excel ☐ その他()						
	完全原稿							
特記事項	表面：事務所名・住所・電話番号・事務所案内図・メールアドレス・料金後納郵便マーク等 裏面：点検者・封入者枠 【封筒サンプルのファイルを参考にしてください。】 過去に印刷した封筒を原稿として使用します。周辺案内図は最新のデータでお願いします。 見積書提出前に原稿の確認が必要な場合は、担当者(遠山)までご連絡ください。(Tel 0598-50-0509)							

刷版	☒ CTP版又はPS版(どちらでも可) ☐ マスターペーパー ☐ その他 ()
印刷	☒ オフセット ☐ オンデマンド ☐ その他 ()

ページ数・校正・印刷色・用紙	冊子(紙面)の構成		印刷色		文字校正		色校正			用紙			
			色数	印刷色	回数	部数/回	種類	回数	部数/回	品種・銘柄	規格・連量 又は 坪量		
	両面	表	1色	墨	3回	1部		回	部	クラフト封筒	長3判	kg	85 g/m ²
		裏	1色	墨	3回	1部		回	部				
片面	/	色		回	部		回	部		判	kg	g/m ²	
		色		回	部		回	部		判	kg	g/m ²	
原稿入稿予定日		令和 年 月 日											
特記事項		「その他特記事項」欄に記載のとおり 印刷にかかる判断基準・配慮事項は国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準じていますので、当該判断事項に適合する紙、インキ類及び加工資材を使用すること。作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。											
製本・加工	加工	裏貼り	☐ センター貼り ☒ サイド貼り(☒ 右 ☐ 左) ☐ その他()										
		封じ口	☒ 無 ☐ 有 (☐ アドヘア ☐ テープ ☐ その他())										
	特記事項												
納品	納品日	令和 7年 8月 29日(金) 15時 まで											
	納品場所	三重県松阪県税事務所					☐ 分割納入 ヶ所		☒ 一括納入		送料: ☒ 含む ☐ 含まない		
	電子媒体制作	☒ 不要 ☐ 要 (☐ PDF ☐ HTML ☐ その他 ())					納入媒体		☐ CD ☐ DVD ☐ その他()				
		使用目的:											
	包装・梱包	☐ 不要 ☒ 要	500部単位	☐ 簡易包装 ☐ 包装(クラフト紙) ☒ 梱包(ダンボール) ☐ その他()									
特記事項													
著作権等	1 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引渡し完了したときに三重県に移転するものとする。 2 本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作権者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。												
暴力団等の排除	1 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。 ア 断固として不当介入を拒否すること。 イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。 ウ 委託者に報告すること。 エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。 2 受託者が上記のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。												
その他特記事項	・納入場所への搬入費等納入に係る一切の経費を入札(見積)価格に含むものとする。 ・校正日程等については、担当課と連絡調整のうえ円滑に進めること。 ・その他詳細については、担当課と十分協議をすること。 本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和7年度環境物品等の調達方針 3役務 印刷」の判断基準を満たすこと。(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているので、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月) 22-2印刷」の「判断の基準」(基準値1)を満たすこと。ただし、作成する印刷物の印刷用紙において当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合は代替品を認める。 参考:「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」 三重県ホームページ https://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」 グリーン購入法. net https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html												